



埼玉県報

第 2857 号
平成 28 年(2016 年)
12 月 9 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- （仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 金杉土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（東松山県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（秩父県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（本庄県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（飯能県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所 1）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（朝霞県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所 2）に関する落札者等の公示（道路環境課）

- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道東門前蓮田線の区域変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道東門前蓮田線の供用開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 12・1 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 平成 28 年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十六号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人にっこ
- 三 代表者の氏名
渡部 悦子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市東川口六丁目八番十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県南部地区の子育て家族や子育て支援に取り組む者に対し、「にっこにっこ子育て・親育て教室」の開催を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百六十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市廃棄物対策課

鴻巣市環境課

桶川市環境課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町農政環境課

ロ 期間

平成二十八年十二月九日（金）から平成二十九年一月十日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日並びに十二月二十九日から一月三日までの日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千五百六十八号

平成二十八年埼玉県告示第二百四十四号で公示した公共測量は、平成二十八年十月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町道仏土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百六十九号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

平成二十八年十月三十一日から平成二十九年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十一号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十二号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

春日部市大場字前八百八十八番三外

四 作業期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（座標補正及び数値修正）

三 作業地域

春日部市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成二十八年十一月十二日から平成二十九年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十四号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十八年十一月十五日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十五号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年二月六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十六号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千五百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（東松山県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社イーラスト埼玉 埼玉県行田市宮本15番8号

5 落札金額

106,489,468円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（秩父県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社新電気 埼玉県三郷市早稲田4丁目7番地9

5 落札金額

89,981,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（本庄県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

東邦電気工業株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番23号

5 落札金額

38,999,232円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（飯能県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社新電気 埼玉県三郷市早稲田4丁目7番地9

5 落札金額

115,797,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所①） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

東邦電気工業株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番23号

5 落札金額

84,061,152円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（朝霞県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

日本街路灯製造株式会社 愛知県名古屋市中熱田区五本松町1番8号

5 落札金額

74,921,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所②） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部道路環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社万代電気工業 埼玉県さいたま市桜区中島2丁目22番1号

5 落札金額

81,220,320円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月19日

告 示

埼玉県告示第千五百八十四号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百八十五号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百八十六号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百八十七号

春日部市から春日部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百八十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十九年 一月十日午後 二時	有限会社オー クリエイト	大川内叔久	埼玉県三郷市三郷二 丁目二番地十九サク セスビル三〇二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県職員会館 B〇三会議室

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東門前蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字金草 原一五六一番二地先から蓮田市大字 馬込十二番二六六八番一地先まで		区 間
一二・一六〇 一二・四八	一〇・五〇〇 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三四・七〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

東門前蓮田線	路線名
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字金草原 一五六一番二地先から蓮田市大字馬込 字十二番二六六八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年十二月九日	供用開始の期日
平成二十八年十二月九日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十六号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 三四・七〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十一月三十日

指令川建セ第二八〇〇一六一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月六日

川建セ第二八〇〇五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地三百五十二番十、三百五十二番十一、三百五十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野一丁目十三番地三

幸明建設株式会社 代表取締役 金村 浩一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年九月二十六日

指令川建セ第二八〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月七日

川建セ第二八〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十七、八百十四番二十八、八百十四番二十九、八百十七番一の一部、八百二十二番七の一部、八百二十二番八の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七百九十七番地四
株式会社武蔵鉄工 代表取締役 林 茂

告 示

埼玉県病院事業告示第七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 180,500リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 11 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社ニューオイル
埼玉県志木市本町 1 丁目 6 番 15 号
- 5 落札金額
52.70 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 10 月 28 日

告示

埼玉県病院事業告示第七十四号

平成二十八年埼玉県病院事業告示第三十一号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額の一部改正）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表に次のように加える改正規定中

「ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両

を

「ニ
ホ

身体障害者手帳を保持する者が運転する車両

イからハまでに掲げる患者と同程度の障害の状態である者であると病院事業管理者が認めた患者の車両

に改める。

告 示

埼玉県公安委員会告示209号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成28年12月9日

埼玉県公安委員会委員長 木村 健 司

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成29年1月17日（火）

イ 技能審査

平成29年1月21日（土）及び1月24日（火）から1月27日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成29年2月1日（水）から2月3日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成28年12月9日（金）から12月22日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告示

埼玉県選管告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年十二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
川口市立 東スポーツセンター	埼玉県川口市東領家 二丁目二十七番一号	川口市 教育委員会	七百人
川口市立 西スポーツセンター	埼玉県川口市川口六 丁目九番二十九号	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 北スポーツセンター	埼玉県川口市大字道 合三百九十番地	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 新郷スポーツセンター	埼玉県川口市大字東 本郷八十番地	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 芝スポーツセンター	埼玉県川口市芝高木 二丁目十二番五十二号	川口市 教育委員会	千百人
川口市立 安行スポーツセンター	埼玉県川口市大字安 行領家八百八十番地	川口市 教育委員会	四百人
川口市立 戸塚スポーツセンター	埼玉県川口市戸塚南 三丁目二十二番一号	川口市 教育委員会	七百人
川口市立 鳩ヶ谷スポーツセンター	埼玉県川口市三ツ和 三丁目二十一番一号	川口市 教育委員会	三百人